

**町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第 10 回）でのご意見・ご要望【抜粋】**

議 題：第 10 回 町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会

日 時：2015 年 12 月 24 日（木）14:00～17:10

場 所：町田リサイクル文化センター 研修室

出席者：委員／高橋会長、小林(静)副会長、福岡委員、篠島委員、  
小林(哲)委員、八木委員、守屋委員、佐藤(臣)委員、歌代委員、  
彦根委員、中丸(康)委員、中丸(一)委員、佐藤(早)委員  
アドバイザー／荒井氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）

事務局(町田市)／小島環境資源部長、田後循環型施設建設担当部長  
水島環境資源部次長、  
守田循環型施設整備課長、塩澤環境政策課担当課長、  
窪倉資源循環課長、河原資源循環課担当課長  
宇野 3 R 推進課長

コンサルタント／株式会社日建設計

傍聴者：2 名

---

**【会議経過】****確認事項**

- (議題 1)：これまでに頂いたご意見・ご要望について
- (議題 2)：景観及び付帯機能に係わる検討スケジュール
- (議題 3)：要求水準書(案)に関する記載事項の確認

**報告事項**

- (議題 1)：町田リサイクル文化センターの施設整備事業の説明会報告
- (議題 2)：環境影響評価書(案)の概要報告
- (議題 3)：既存工場跡地の利用及び都市計画手続きについて

**協議事項**

- (議題 1)：要求水準書(案)における地元の関わり方
- (議題 2)：今後の進め方(案)
  - ・環境保全協定の構成と今後のスケジュールについて
  - ・地区連絡会及び勉強会における今後の協議事項について

## ご意見・ご要望への回答（保留事項の回答を含む）

### 各議題による協議【抜粋】

#### 確認事項：

議題 2：景観及び付帯機能に係わる検討スケジュール

意見・要望	<b>実施方針</b> 実施方針とはどういう意味合いなのか。
回答	事業をどのように進めるか事業者に提示する、PFI法に則った手続である。実施方針や要求水準書等を公表する機会となる。施設の規模など、様々な事を事業者に提示する。

議題 3：要求水準書(案)に関する記載事項の確認

意見・要望	<b>事業者の選定</b> バイオ施設と焼却設備がある。両方を扱っているメーカーを選定するのか、別々に選ぶのか。
回答	焼却プラントメーカーがバイオガス化施設を併用設置する事例は以前からある。町田市は別々に発注せず、併用設備として扱うと決めている。施設整備基本計画の委員会において、学識経験者や事業者の方、市民の代表の方、町田市で方向性を探った結果、併用で一体整備して問題ないと考えて進めてきた経緯がある。

意見・要望	<b>バイオガス化施設の方式</b> 各社、それぞれバイオガスの方式を持っている。方式について、町田市は乾式、発酵槽は横型等々の方向を打ち出している。それは会社を決める上で矛盾するケースは出てこないのか。
回答	バイオガス化施設の仕組みについては、調査、視察等を実施し、検討してきている。バイオガス化施設の方式選定前に、町田市に合ったごみ質を発酵させて一番いい方法は何だろうと検討し、今の方式としている。

#### 報告事項：

議題 1：町田リサイクル文化センターの施設整備事業の説明会報告

意見・要望	<b>選別方式について</b> 手選別と機械選別ではコスト面に相違はあるのか。また、年末年始はごみが大量に入ると思うが、その対応方法はどのようになっているのか。
回答	コスト面では、人が選別するため、人件費がかかる。人員配置は、仕様書に記載するが、メーカー提案に委ねたいと思う。市としては、資源化できる種類の何を何%以上資源化するとの表記を考えている。再資源化の方法はメーカー提案を考えている。

議題2：環境影響評価書(案)の概要報告

意見・要望	<p><b>緑地の確保</b>                  緑地は20%を確保すると東京都から言われていると聞いていたが、現状の緑化を維持するような話がなされているのか。</p>
↓	
回答	<p>失った緑地については、その分を補填するように東京都から指導を受けている。協議の中で一定規模の緑地を確保するように指導されているため、確保せざるを得ないという状況だ。どのぐらいの割合になるかは、これから協議をして調整する。</p>

議題3：既存工場跡地の利用及び都市計画手続きについて


意見・要望	<p><b>都市計画手続きスケジュール</b>                  用途変更の都市計画決定の手続きはいつ行うのか。</p>
↓	
回答	<p>原案の説明会を来年2016年3月中に開催を予定している。都市計画審議会は2016年10月、12月に開催を予定している。</p>

協議事項：


議題1：要求水準書(案)における地元との関わり方

意見・要望	<p><b>施設の管理運営</b>                  運営会社のコスト削減の方向性や不都合なデータの隠ぺいについて、どのように担保をするか。担保して市民が安心感をもてるよう市に管理してもらいたい。</p>
↓	
回答	<p>データの改ざん等については、そういう事のないように、市の監視体制を強化する必要がある。毎朝事業者から運転状況等の報告を受け、現場確認をし、週例あるいは月例の打合せ会を行う。それにより、きちんと施設が動いている事を確認しながら進めていくという仕組みを整えていきたい。                  故障時または定期的に運営協議会等で地元の皆さんに開示をする事も必要になってくる。</p>

意見・要望	<p><b>市の体制、運営協議会</b>                  職員が監視し、何十年も責任持って稼働させる事は、難しいと思う。これからは管理運営を行う会社以外の専門機関の第三者委員会等に委託すると思う。                  市民も入った運営協議会のあり方をどうするか、じっくり考えなければいけないと思う。</p>
↓	
回答	<p>同じ職員が担当する訳ではなく、ノウハウがある職員は一人ではない。技術を伝えれば、他の職員も知識等を持てる。技術を伝える事は大事だと思っており、全て見られないという訳ではなく、確認できるような仕組み・体制を整えていく。                  職員を育成する、運営協議会の場を利用する、第三者機関を利用する、この3つを組み合わせなければ、上手くいかない。</p>

意見・要望	<b>緊急時の停止</b> 施設がトラブルで停止した場合に回復の手順等を示しているが、その時に、焼却が間に合わなかった場合にはどういう対応をするのか。
回答	 多摩地域全体で支援しあう協定があり、ごみの搬出、受入をする事になっている。何かあった場合に対応し切れないものは他市にお願いして搬出し、処理してもらう事になる。

議題2：今後の進め方（案）

意見・要望	<b>協定の締結</b> 現在締結している協定の、清掃施設建設連絡協議会メンバーはどこが入っていたのか。
回答	 次回、協定書をお見せする。